# 土木工事特記仕様書（令和8年6月1日以降適用）（参考）

**（土木共通仕様書の適用）**

**第１条**　本工事は，「徳島市土木工事共通仕様書　令和6年8月」（令和6年8月1日　徳島市告示第276号）に基づき実施しなければならない。なお、「徳島市土木工事共通仕様書」に定めのないもので，機械工事の施工にあたっては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

**（土木工事共通仕様書に対する補足事項）**

**第２条**　「徳島市土木工事共通仕様書 令和6年8月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

**（共通仕様書の読み替え）【変更】**

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「ＣＯＢＲＩＳ」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

**（施工計画書）【変更】**

**1-1-1-5　施工計画書**

**1.一般事項**

受注者は、当初請負金額が500万円以上の工事及び仕様書に明記のある工事においては、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、当初請負金額が5000万円未満の一般的な工法による工事や維持工事、災害応急工事においては、監督員との協議により記載内容の一部を省略し、簡易版とすることができる。

表１　施工計画書の記載内容と一部簡素化の基準

| 記載項目 | 内　　容 | 施工計画書の適用 | |
|---|---|---|---|
| | | 標準版 | 簡易版 |
| 1　工事概要 | 工事名、河川及び路線名、工事場所、工期、請負代金、発注者、受注者、工事内容　等<br>※変更施工計画書では省略可 | ○ | ○ |
| 2　計画工程表 | ネットワーク、バーチャート等で作成<br>※工事着工時提出の工程表と同じでも良い | ○ | △(※３) |
| 3　現場組織表 | 現場の組織、編成、命令系統、業務分担 | ○ | ○ |
| 4　施工方法（※２） | 主要工種毎の作業フロー、施工方法、主要機械、仮設備計画（現場事務所、仮設足場、山留設備　等）、工事用地計画（作業エリア・資材置場、搬入路　等） | ○ | ―(※１) |
| 5　施工管理計画 | 工程計画（実施工程の手法・管理方法）<br>品質管理（品質管理計画表）<br>写真管理（写真管理表）<br>出来形管理（出来形管理表）<br>段階確認（段階確認・立会計画表）<br>品質証明（社内検査計画表・管理基準・要領） | ○ | △(※３) |
| 6　安全管理（安全訓練等の活動計画書） | 安全衛生管理計画・組織表<br>安全活動・安全訓練計画　等<br>有資格者・作業主任者一覧表 | ○ | ○ |
| 7　緊急時の体制及び対応 | 事故又は災害時の緊急事態発生時連絡系統図　等 | ○ | ○ |
| 8　環境対策 | 大気汚染・水質汚濁、振動・騒音対策　等 | ○ | ―(※１) |
| 9　現場作業環境の整備 | 現場作業環境に関する仮設、安全、熱中症対策　等 | ○ | ―(※１) |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 10　再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 | 再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書、建設廃棄物処分計画書、建設廃棄物処分調書、建設発生土搬出調書　等 | ○ | ○ |
| 11　その他（※４） | 契約図書及び監督員の指示で施工計画書に記載を必要とするもの。 | ○ | ○ |

※１　監督員が記載を求めた場合は、これによらず記載すること。
※２　施工方法については、当該工事のおける「主要な工種」等を標準とし、附帯する工種等は不要とする。ただし、特殊な工法の採用や現場環境などの特別な条件下により通常の施工方法では施工不可能である場合は、省略することはできない。
※３　維持工事については、表中の△印内容の記載を省略することができる。ただし、監督員が記載を求めた場合は、これによらず記載すること。
※４　監督員がその他の項目について補足を求めた場合は、記載するものとする。
・設計図書に指定された機械（騒音振動、排ガス規制等）
・工事に使用する機械のうち指定機械以外の主要なもの
・工事に使用する指定資材及び主要な資材（生コンクリートやアスファルト、鉄筋材等）のうち品質証明方法及び材料確認時期等
・その他官公庁等への申請手続き及び地元対策内容等について特記すべき事項

**（現場代理人及び主任技術者等）【変更】**
**1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等**
**1.選任通知**
(2)　受注者は、請負代金額が200万円未満の場合で、監督員が認めたときは、着手予定日までに選任通知書を提出すればよいものとする。ただし、着手予定日については、監督員と協議の上決定しなければならない。
(3)　受注者は、選任通知書提出時に次のものを提示しなければならない。なお、提示物は写しでも可とする。
①　現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）。ただし、請負対象金額が200万円未満の工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提出を求めることができるものとする。
②　主任技術者または監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者または監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前に受注者と3ヶ月以上の雇用関係がなければならない。
(4)　受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
②　監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

**4.低入札技術者**
受注者は、当該工事が低入札工事となった場合は、主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロまたはハに該当する技術者1名増員し、専任させなければならない。
なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の配置技術者選任（変更）通知書」を、契約締結前に契約事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明者または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）を提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項（１）を準用するものとする。

**5.監理技術者補佐**
受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。
なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロまたはハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者または建設業法第15条第2号イ、ロまたはハに該当する者でなければならない。
また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任（変更）通知書」を契約締結前に契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書

を添付するとともに、雇用関係が確認できるもの（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等）を提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項（１）を準用するものとする。

**（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）**

**第３条**　本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。)」を適用する。

２ 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。

３ 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。

４ 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

　なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

| |
|---|
| 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領<br>徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601 |

**（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）**

**第４条**　本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

２　受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

| |
|---|
| 現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領<br>徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601 |

**（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】）**

**第５条**　受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、「建設現場の遠隔臨場の試行工事【受注者希望型】」とすることができる。

２　試行工事とする場合は、次のURLにある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を準用するが、内容については、監督員と協議の上、決定するものとする。

| |
|---|
| 建設現場の遠隔臨場に関する試行要領<br>徳島県HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/ |

**（情報共有システム活用試行工事【受注者希望型】）**

**第６条**　受注者は、本工事において情報共有システムの活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、「情報共有システム活用試行工事【受注者希望型】」とすることができる。

２　試行工事とする場合は、別に定める「徳島市情報共有システム活用試行要領」を適用するが、内容については、監督員と協議の上、決定するものとする。

| |
|---|
| 徳島市情報共有システム活用試行要領<br>徳島市HP：https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/350100a20170427.html |

**（ウィークリースタンス）**

**第７条**　本工事は、ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に工事を施工する）の対象工事であり、以下の取組内容による。

（１）ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない。
（２）月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。
（３）金曜日（連休前）に依頼しない。
（４）打合せ開始前に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する。
（５）業務時間終了間際及び業務時間外の打合せは行わない。
（６）作業内容に見合った作業期間を確保する。
（７）業務時間外に応答が必要な連絡を行わない。
（８）その他

２ 前項第１号は必ず実施するものとし、第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。その他の項目については、受発注者間の協議により決定する。
３ ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に“ウィークリースタンス推進チェックシートに整理の上、受発注者間で共有する。
４ 受発注者は、定例打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
５ ウィークリースタンスの取組は、工事の進捗に差し支えない範囲で実施する。

**（週休２日確保工事【発注者指定型】）**

**第８条**　本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「週休２日確保工事（発注者指定型）」であり、別に定める「徳島市週休２日確保工事実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
２　本工事の経費の負担については、実施要領第９条第１項（１）による。
３　本工事を受注した者は、発注者から指示があった場合は、建設現場の週休２日にかかるアンケート調査に協力しなければならない。

| |
|---|
| 徳島市週休２日確保工事実施要領<br>徳島市HP：https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/350100a20170407.html |

**（建設キャリアアップシステム活用モデル試行工事【受注者希望型】）**

**第９条**　受注者は、本工事において建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、「建設キャリアアップシステム活用モデル試行工事【受注者希望型】」とすることができる。
２　試行工事とする場合は、次のURLにある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を準用するが、内容については、監督員と協議の上、決定するものとする。
　なお、次のURLにある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」中の「ＣＣＵＳ活用推奨モデル工事」を「建設キャリアアップシステム活用モデル試行工事【受注者希望型】」に読み替える。

| |
|---|
| 建設キャリアアップシステム活用工事実施要領<br>徳島県HP　https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5044437/ |

**（工事完成図書等の電子納品）**

**第１０条**　本工事は、工事関係書類等を電子成果物として納品する対象工事であり、**受注者が希望する場合は「徳島市**電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき、受発注者間による事前協議により実施するもの。また、納品に際しては、「電子納品チェックシステム（国土交通省）」によりチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で、電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）を提出しなければならない。
２　本工事で提供する発注図面は、ＣＡＤデータ SXF(SFC)形式であり、ＣＡＤ製図基準（準拠している・準拠していない）。

**（「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行）**

**第１１条**　本工事は、「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行工事であり、別に定める「「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領」を適用する。
２　猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の対象期間は、６月１日から１０月３１日までとする。
３　現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。
　また、受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。
４ 現場施工回避（早朝・夜間施工）により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことができる。
５　現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

| |
|---|
| 「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領<br>徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312229/ |

# 富田橋５丁目下水管渠改築工事（週休２日確保工事）特記仕様書

1　特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「複合管更生工法仕様書」の第１節１．１に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記仕様書による。

2　工事の内容

名　　称　：　富田橋５丁目下水管渠改築工事（週休２日確保工事）
位　　置　：　徳島市富田橋５丁目
管渠諸元　：　下記のとおり

| 路線番号 | 既設管径（更生管径） | 路線延長（更生延長） |
|---|---|---|
| 1046路線 | φ1,350㎜（φ1,250mm） | 74.35m（71.50m） |

⑷　積算工法　：パルテム・フローリング工法（※工法指定するものではない）

3　交通安全対策

⑴　受注者は、工事にあたって道路管理者及び警察から指定された作業時間帯及び通行規制を厳守し、監督員と協議の上、必要とする箇所に照明灯・表示板・標識等の交通安全施設を設置すること。設置にあたっては、交通車両及び一般通行人が安全に通行できる措置を講じ、交通渋滞・事故等を未然に防止すること。尚、これらの安全設備は受注者の責任において維持管理すること。

⑵　受注者は、工事用資材等を運搬するダンプトラック等大型貨物用自動車の交通事故防止及び過積載防止対策において、運送計画、通行道路の選定、その他車両の通行に係る安全対策に必要な基本的事項を関係機関と十分協議すること。なお、ダンプカー協会加入車等の使用により、安全を確保すること。

⑶　万一事故等が生じた場合には、受注者の責任において対処すること。

4　集中豪雨等に対する安全対策

⑴　大雨等に関する気象情報等により、相当の降雨が事前に予想される場合には、原則として、当日の作業を中止すること。

⑵　気象警報・注意報のみならず、雨量データ等のリアルタイムの情報について、工事現場において速やかに取得できる体制を構築するとともに、当該情報を工事中止の判断に活用すること。

⑶　集中豪雨が発生した際の下水道管渠内作業員の退避行動（情報の伝達体制等を含む）について、事前に十分確認すること。

⑷　受注者は、以下の①から④の安全管理計画を明記した施工計画書を作成し、発注者の確認を得るとともに、その内容について、作業員への周知徹底を図ること。

①　現場特性の事前把握
②　工事等の中止基準、再開基準の設定
③　迅速に退避するための対応
④　日々の安全管理の徹底

⑸　万一、事故等が生じた場合には、受注者の責任において対処すること。

5　その他特記事項

⑴　工事着手に先立ち、現地調査を入念に行わなければならない。「複合管更生工法仕様書」の第２節２．３既設管調査・前処理の記載内容に加え、延長、水位変動状況、勾配等を調査しなければならない。

⑵　現地調査の結果をもって、関連のあるポンプ場と打ち合わせや連絡調整を行い、ポンプの運転状況、送水量等を十分に把握するとともに、双方の作業に支障がないようにしなければならない。

⑶　地域住民に対しては騒音・振動等の苦情の無いように努め、必要に応じて、工事着手前後の施工箇所周辺状況を写真撮影して記録すること。万一、受注者の責により家屋・構造物その他公衆に損害を与えた場合は、受注者の負担と責任において適切に対処しなければならない。

⑷　受注者の都合で工事の着手や工期が遅延したことにより、降雨等の影響で施工日、施工時間帯に制約を受け、追加費用等が発生した場合は、全て受注者の負担とする。

⑸　受注者の都合や能力による施工進度等の低下により追加費用等が発生した場合は、設計変更の対象としない。

⑹　路上工事看板は、工事に関する情報を通行者にわかりやすく周知するため、下図を参考に、工事期間が一目でわかるように強調するとともに、「何の工事を」「何の目的で」実施しているのかわかるように表示すること。

図　路上工事看板（参考）

# 複合管更生工法仕様書

## 第１節　一般事項

１．１　適用工法

⑴　本仕様書の適用工法は、複合管の製管工法である。

⑵　受注者は、工法を採用するにあたっては公的審査証明機関等の審査証明を得た工法であり、構築方法にかかわらず、「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン 2026 年版」で示す「要求性能」に適合する工法とする。

また、公的審査証明機関等の審査証明を得た工法であっても、その工法の適用範囲に含まれない条件での施工は、原則認めないものとする。

## 第２節　施工の条件

２．１　工事概要

受注者は、工事の概要として次の事項を設計図書により確認する。

⑴　工事名称
⑵　工事箇所
⑶　路線番号
⑷　施工延長（管渠延長）
⑸　既設管種
⑹　既設管内径
⑺　既設管勾配
⑻　既設管施工年度
⑼　工法分類（ら旋巻管、組立管）
⑽　更生後の断面（断面形状、寸法）

２．２　施工現場の条件

受注者は、工事の着手にあたっては現地調査を行い、以下の施工現場の条件事項について確認する。

⑴　道路状況
⑵　道路使用許可条件
⑶　周辺環境
⑷　進入路状況
⑸　気象・気温
⑹　排水条件
⑺　流下下水量・水位
⑻　地下水位

２．３　既設管調査・前処理

⑴　受注者は、下水道管渠の更生に先立ち管渠内を洗浄するとともに、既設管渠内を目視又は TV カメラ等によって調査する。

調査の項目は管種、管渠口径、管路延長、管渠内損傷等状況とし、管渠内状況から取付管突出し処理、浸入水処理、浸入根処理およびモルタル除去の必要性を判定した結果をまとめた報告書を監督員に提出する。

⑵　受注者は、既設管渠調査の結果、前処理工の必要がある場合には、監督員と協議の上、管渠更生工事に支障のないように切断・除去等により処理する。

## 第３節　更生管の仕様

３．１　更生管の構造仕様

受注者は、工事の設計条件と次の条件に基づき更生管の構造計算を行い、その結果が確認できる資料を作成し監督員に提出する。

⑴　更生管の評価

既設管渠の残存強度を勘案し、既設管と更生材が構造的に一体として、新管と同等以上の耐荷性能及び耐久性等を有すること。

⑵　荷重

鉛直土圧と活荷重による鉛直荷重の総和とする。ただし、水平土圧や活荷重による水平土圧を考慮できる現場条件の場合には水平荷重を見込むことができる。

⑶　更生管の構造計算

更生管の構造計算は終局耐力を評価できる限界状態設計法によることとする。ただし、JSWAS A-1 の外圧試験に基づき申告値以上又は新管と同等以上の耐荷能力が確認できる場合はこの限りではない。

３．２　更生管の要求性能

更生管渠に求められる要求性能は下水道管渠が有すべき基本的機能と同等であり、品質確保においては、施工技術が現地条件に適合し適切に施工することが重要である。このため、以下の⑴～⑹の条件に満たすものとして、これらについて公的審査証明機関等の審査証明を得たもの又はこれと同等以上の品質を有すること。

⑴　耐荷性能

1)　複合管断面の破壊強度及び外圧強さ

以下の何れかの方法に基づいた強度確保を確認。

①　既設管の劣化状態等を加味した複合管に対して、更生後の終局耐力が評価できる限界状態設計法により照査を行い、申告値以上又は新管と同等以上の強度確保を確認。

②　既設管が遠心力鉄筋コンクリート管の場合、複合管に対する JSWAS

A-1 の外圧試験により申告値以上又は新管と同等以上の強度を確認。供試体となる複合管は下水道鉄筋コンクリート管（新管）を破壊状態まで載荷した後、これを更生したもの。

2） 充てん材の圧縮強度

既設管と更生管との隙間を十分充てんでき、硬化収縮がなく既設管との付着力が高いこと。充てん材の圧縮強度は、「JSCE-G521 又は JSCE-G505」等による圧縮強度試験により申告値（設計保証値）以上を確認。

3） 充てん材のヤング率

充てん材のヤング率は、「JIS-A1149」による試験により申告値以上であることを確認。

⑵ 耐久性能

1） リング剛性（ら旋巻管）

リング剛性は、構造計算に必要がない場合は不要である。

ら旋巻管の表面部材（鋼材含む）に剛性を期待する場合に（リングとは異なるら旋巻の管の剛性特性を適切に評価するために）必要となる性能である。

円形管を対象とし、ISO 9969の試験により申告値以上かつ0.5Kpa以上であることを確認。

2） クリープ比

リング剛性と同様に、構造計算に必要がない場合は不要である。

ら旋巻管の表面部材（鋼材含む）に剛性を期待する場合に（構造部材として長期性能を確認するために）必要となる性能である。

ら旋巻管の表面部材のクリープ比（50年値）は、ISO 9967の試験により申告値以上かつ2.5以上であることを確認。

3） 接合部引張強さ（ら旋巻管）

ら旋巻管の接合部引張強さは、JIS A7511の試験により申告値以上であることを確認。なお、試験は各工法で必要とされる方向で行う。

4） 接合部の接合強さ（組立管）

組立管の接合部接合強さは、JIS A7511により申告値以上であることを確認。

5） 耐薬品性

耐薬品性は、表面部材の材料により以下に示す試験方法により規格値を確認。

| 表面部材が塩ビ系樹脂 | 表面部材がポリエチレン系樹脂 |
|---|---|
| JSWAS K-1による耐薬品性試験<br>【質量変化度が±0.2mg/㎠以内】 | JSWAS K-14による耐薬品性試験<br>【質量変化度が±0.2mg/㎠以内】 |

6） 耐摩耗性

JIS K7204、又はJIS A1452等により、硬質塩化ビニル管（新管）の摩耗試験結果と同等程度の耐摩耗性を確認。

7） 水密性

密着管、現場硬化管ともにJSWAS K-2により、内外水圧（0.1Mpa以上：３分間保持）に対する水密性（漏水なし）を確認。

8） 一体性

JIS A1171に準じた試験により母材破壊が支配的であることをもって、既設管と充てん材が界面剥離しないことを確認。

9） 熱安定性

表面部材の熱安定性は、以下に示す試験方法により申告値及び規格値を満足することを確認する。

| 表面部材 | 試験方法 |
|---|---|
| ポリエチレン樹脂 | JIS K 7206（A50 法）<br>【申告値以上、ただし100 ℃以上】 |
| 硬質塩化ビニル樹脂 | JIS K 7206（B50 法）<br>【申告値以上、ただし75℃以上】 |

⑶ 耐震性能

「下水道施設の耐震対策指針と解説」における差し込み継手管渠、ボックスカルバート等の考え方を勘案し性能照査を行い、継手部の屈曲角及び抜け出し量が許容値以内であることを確認。

耐震計算により継手部の照査が困難な場合は、耐震実験による表面部材等の継手部の照査を行い「（永久ひずみ1.5%による抜け出し）＋（スパン長30m、沈下量30cm）を想定した変形を発生させ、内水圧0.1Mpaの条件下で３分間保持する」、接合部が外れずかつ水密性を保持できることを確認。

⑷ 水理性能

必要な水理性能（原則として粗度係数0.010以下）を確保。

⑸ 環境安全性能

粉塵対策（大気汚染防止法）、臭気対策（安全衛生労働法、悪臭防止法）、騒音・振動対策（騒音及び振動規制法）、その他充てん材等余剰排水による水質対策等の環境配慮の確実な実施を確認。

⑹ その他

既設管の内面状況、延長、管種、断面について施工可能性の確認。

## 第４節　施工計画

### ４．１　施工計画書に定めるべき事項

受注者は、管渠更生工事の施工にあたって、工事着手前に調査を行い次の事項

を明記した施工計画書を作成し監督員に提出する。

工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降 30 日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

⑴　工事概要
⑵　職務分担および緊急時の連絡体制
⑶　工事記録写真撮影計画
⑷　実施工程表
⑸　施工方法（※）
⑹　主要機材
⑺　品質管理等に用いる試験器具の校正証明書
⑻　主要資材
⑼　材料設計および水理性能証明
⑽　材料品質証明の内容
⑾　前処理計画（※）
⑿　施工管理（※）
⒀　品質管理（※）
⒁　環境対策
⒂　安全・衛生管理
⒃　材料の製造から使用までの保管期間と保管方法
⒄　材料の運搬方法
⒅　工事記録等の管理
⒆　その他、監督員の指示事項等

※　更生工法は、採用工法により施工方法等が異なっており、また殆どの工法が現場で完成品（更生管）を構築する。したがって、施工に当たっては工法ごとに定められた施工手順、管理手順、管理値があり、また必要となる前処理の程度も異なることから、施工計画書には、これらの必要事項と管理基準を記載しなければならない。

また、現場条件によっては、通常の管理方法が採れない場合もあり、施工計画書は個別の現場条件に適正な記載内容とする。

## ４．２　職務分担および緊急時の連絡体制

⑴　主任技術者、監理技術者は、建設業法に定める有資格者でなければならない。
⑵　受注者は、工事の着手に際して職務分担表を作成し、監督員に提出する。
⑶　受注者は、選定した工法の技能講習を受け合格した専門技術者（主任技術者又は監理技術者との兼務可能）を、当該作業中は現場に常駐させなければならない。なお、専門技術者の技能講習終了証等の写しは施工計画書に添付しなければならない。
⑷　受注者は、本社責任者、現場管理人、主任技術者（監理技術者）の氏名、緊急時の連絡先（昼、夜）を明示した緊急時連絡体制表を作成し監督員に提出する。

## ４．３　実施工程表の作成

受注者は、工程計画の作成にあたって設計図書をはじめ「工事概要」、「施工現場の条件」、「既設管調査・事前処理」の内容を反映し、市民の生活や交通に支障をきたさないように、１サイクルで施工可能な適切な工事の範囲をあらかじめ明示し、これに必要な作業時間、養生時間等に基づき工程計画を作成し監督員に提出する。

## ４．４　施工工法

受注者は、管渠更生工事で採用する工法が更生管に必要な構造機能、流下機能等の仕様を満足することを構造計算書、流量計算書、耐震計算書に明示するとともに、採用する工法における施工日数を算定し、監督員に提出しなければならない。

## ４．５　取付管口の穿孔

⑴　受注者は、取付管口の穿孔作業にあたり、十分な事前調査を行い、適切な施工管理手法のもとに行わなければならない。
⑵　受注者は、施工前の目視又は TV カメラ調査等に基づき、距離・角度を確認し、取付管口の位置を確定しなければならない。
⑶　受注者は、調査により取付管口の凹みを確認するとともに、TV カメラや照明機器のライト等の照射により本管側から管口位置を特定しなければならない。なお、地上でのます位置が不明又はます口が破損等で照明機器の挿入ができない等、特定が困難な場合は、更生工事前の既設管渠の確認情報に基づいて、上流マンホールの管口からの距離を測定する等により管口位置を特定すること。
⑷　受注者は、取付管口の中心位置に取付管の口径より小さな穿孔刃を使用して仮穿孔し、下水の排水機能を復旧させなければならない。本穿孔については、受注者は仮穿孔した管口を中心にして、取付管の口径レベルまで、穿孔機により拡径し、穿孔後、切削片の残置がないことを確認しなければならない。なお、採用する更生工法によっては、穿孔機を用いず製管中に処理する方法や製管後に穿孔する等、採用する工法により施工方法が異なる場合は、各工法が定める穿孔手順・方法を遵守すること。
⑸　受注者は、本穿孔口をブラシ等で研磨し、穿孔による切削片が残らないよう

に注意しながら、取付管口の整形、仕上げを行わなければならない。

⑹　受注者は、穿孔後の確認として、ます側から水を流し流入状況をTVカメラ等で確認し、取付管口の外観、バリの有無や穿孔による切削片等が残置していないことを確認しなければならない。

⑺　受注者は、取付管口の穿孔仕上げ状態として、既存の取付管口形態と流下性能を確保し、新たに漏水、浸入水の原因となる状況を発生させていないことを確認しなければならない。

４．６　充てん材の管内（裏込）注入について

⑴　受注者は、充てん材を注入するための管内（裏込）注入口について、穿孔機を用いて施工しなければならない。

⑵　受注者は、管内（裏込）注入口を更生管の管頂部付近に千鳥配置に穿孔することを基本とし、採用する工法に定められた基準がある場合は、その基準に基づき施工しなければならない。

⑶　受注者は、充てん材の管内（裏込）注入口について、取付管口の穿孔位置と適正な離隔を確保しなければならない。

⑷　受注者は、注入時に設置した立上げ管等から充てん材の流出を確認し、計画注入量と実際の注入量の対比、充てん後の打音検査等により充てん材が完全に充てんされていることを確認しなければならない。

⑸　受注者は、充てん材の充てん完了の確認にあたり、立上げ管等から流出する充てん材を下水道管渠内に流出させることなく、産業廃棄物として適切に処分しなければならない。

４．７　地域住民等への対応

⑴　受注者は、契約締結後、速やかに関係住民等に工事の案内を行い、適時、密接な連絡・承諾のもとに円滑な施工を確保すること。

⑵　受注者は、地元の工事反対及び被害発生、未しゅん工等のおそれによる契約解除等の変更が生ずる可能性があるため、多分なる資材の先買、機械の借上契約等、過分に先行しないこと。

⑶　受注者は、工事場所に近接する家屋等の出入口前で工事を行う場合には、関係住民等の承諾のもとに仮橋・仮駐車場等を設置し、生活権を確保すること。

⑷　受注者は、工事によって付近居住者の営業に著しい障害があると認められるときは、これを軽減するように努めなければならない。

⑸　受注者は、家屋等への被害を未然に防止するため、工程計画、各種調査（事前・中間・事後）及び工法（機種）の選定、作業要領等において、適切な施工管理を行なわなければならない。万一、損害を及ぼしたときは、その復旧及び賠償の責任を負わなければならない。損害の程度が日常生活、営業上支障を及ぼすときは、原因の如何を問わず、受注者は、直ちに応急復旧しなければならない。

４．８　その他の留意事項

⑴　受注者は、準備工、片付け工、地先排水の水替え等についても、工事着手前に現場の機器設置スペースおよびマンホール、ますの位置を確認し、使用する主要資機材を明記し監督員に提出すること。

⑵　設計書等において受注者が負担すべきものとする旨の明示のないものであっても、軽易なもので、工事の施工上欠くことのできない材料の購入、作業実施等のために必要なものの費用は、受注者の負担とする。

⑶　受注者は、自己の責任により、調達・使用する機器材料・工法が設計書記載同等以上の場合及び構造物の出来上がりが過大寸法となったもの等において、施工及び構造物の機能・維持管理上に支障がない場合に限り採用することがあるが、この場合には、請負代金額を不可変更とするので承諾すること。なお、監督員による指示・承諾があった場合は、この限りでない。

⑷　昼間、昼夜兼行および夜間施工等の区分は、設計図書に従って確実に施工しなければならない。ただし、所轄警察署の指示その他により区分の一部変更を命ずることがある。

⑸　工事中、発注者、他官公署、企業者等で、街路、団地、水道管、ケーブル、ガス管の布設その他の工事を同時に施工する場合は、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行い、相互に工程の調整を図り、工事の円滑化を図らなければならない。

⑹　本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

## 第５節　施工管理

５．１　施工管理

⑴　受注者は、工事を安全に実施し、かつ品質を確保するために、スパンごとに次の事項について適宜、監督員と十分な管理を行う。

1）　工程

2）　安全・衛生

3）　施工環境

⑵　受注者は、作業開始後は作業時間内に通水（仮排水を含む）まで完了させる。

⑶　受注者は、現場状況等により施工計画に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議するとともに、施工計画書の変更を行う。なお、監督員が軽微な変更と認めた場合は、施工計画書の変更を省略することができるものとする。

⑷　受注者は、施工検査において、出来上がりが、出来形不足等により、設計図書不適合とならないよう十分余裕を持って、適切な施工を行うこと。なお、設

計図書不適合が確認された場合、手直しまたは減額変更を行うことがある。

５．２　工程管理

受注者は、毎週曜日を決めて、週間・実施・計画・部分工程表、当初または、変更・実施・全体工程表及び契約・施工承諾図による工程経過図等を提出し、監督員による工事の進行把握及び促進に迅速かつ適切な対応を行うこと。

５．３　安全・衛生管理

受注者は、労働災害はもとより、物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じる。

工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する様式（事故報告書）で指示する期日までに、提出しなければならない。また、事故報告書以外に監督員が提出を求める書類があれば提出を行わなければならない。

また、当該工事の工期が盆及び年末年始に係る場合は、監督員と協議のうえ、休暇期間における安全管理計画書を提出しなければならない。

⑴　下水管渠更生工法における安全管理
　1)　有資格者の適正配置
　2)　下水道管内作業に適した保護具の着用
　3)　施工前の安全対策（情報収集、雨天時ルールの確認、緊急時の避難計画等含む）
　4)　施工時の安全対策
　5)　周辺環境への対策
　6)　災害防止についての対策
⑵　酸素欠乏、有毒ガスなどの安全処理
⑶　供用中の施工における排水対策
⑷　挟まれ事故等に関する安全対策
⑸　安全に関する研修、訓練
⑹　化学物質使用時のＳＤＳ設置

５．４　施工環境管理

受注者は、施工中の環境に配慮するために次の環境対策を講じなげればならない。

⑴　工事広報
⑵　粉じん対策
⑶　臭気対策
⑷　騒音・振動対策
⑸　温水・排水熱対策
⑹　宅内逆流噴出対策
⑺　工事排水の水質対策

## 第６節　品質管理

６．１　品質管理

受注者は、更生後の品質の確保するため、主任技術者又は監理技術者の責任の下で、施工計画書の品質管理計画に記載された「施工前の品質管理」、「施工時の品質管理」及び「しゅん工時の品質管理」に基づき十分管理し、その結果が確認できる資料を作成して監督員に報告する。

また、各施工段階における品質管理として必要な試験について試験項目、試験頻度、試験実施予定日、試験方法、管理値の詳細を記した試験計画書を別途作成し、試験実施前までに監督員に提出する。

※　試験のためのサンプル採取と試験結果確認日が異なる試験については、採取日と試験実施日の両方を記載する。

６．２　施工前の品質管理

受注者は、使用する更生材料等の現場搬入、受入れに対して材料等品質に影響がでないように細心の注意を払うと共に、工事着手前に当該材料等の品質を確保するため適正な管理下で製造されたことを証明する資料を監督員に提出しなければならない。また、受注者は、必要に応じ物性試験を行い監督員に提出しなければならない。

６．３　施工時の品質管理

受注者は次の項目について施工計画書の記載内容を遵守して適切に管理しなければならない。受注者は、施工計画書に記載された管理項目、管理値等を適切に管理するとともに、裏込め注入については自動記録紙等に温度・圧力・時間等を記録し、監督員に提出しなければならない。

⑴　かん合状態の確認
⑵　充てん材性状確認
⑶　充てん材の圧縮強度の確認
⑷　充てん材注入圧力
⑸　充てん材注入量管理
⑹　完全充てんの確認

施工時に確認すべき試験（圧縮強度）

| 工場認定制度（Ⅱ類） | 無し | 有り |
|---|---|---|
| 圧縮強度試験（充填材） | 実施（１回／１００m）<br>既設管８００mm以上は<br>注入日毎に１回 | 実施（１回／１００m）<br>既設管８００mm以上は<br>注入日毎に１回 |

６．４　しゅん工時の品質管理

⑴　受注者は、管きょ更生時（充てん材注入時）に当該材料を採取して別途成型した供試体を使用し、公的試験機関やISO/IEC 17025認定試験所で充てん材の圧縮強度試験を行わなければならない。また、その結果を監督員に提出しなければならない。

⑵　受注者は、実際に現場で更生した更生管きょのマンホール管口に突き出た表面部材を採取し、公的試験期間やISO/IEC 17025認定試験所で耐薬品性試験を行わなければならない。ただし、日本下水道協会のⅡ類資器材として登録されている工法については、認定工場制度における認定工場からの検査証明書類を別途提出することにより、しゅん工時の耐薬品性試験を省略することができる。

しゅん工時に確認すべき試験

| 工事認定制度（Ⅱ類） | 無し | 有り |
|---|---|---|
| 耐薬品性試験 | 実施（質量変化度±0.2g/㎠以内） | － |

## 第７節　出来形管理

７．１　寸法管理

受注者は、更生管の出来形を把握するため、更生管内径（高さ・幅）、延長を図参６－１に示す同じ測定位置で計測し、その記録を監督員に提出しなければならない。

７．２　更生管渠仕上がり内径の管理

受注者は、更生工事完了後の更生管厚又は仕上がり内径が適正であることを次の測定方法により確認しなければならない。

⑴　仕上がり内径の測定は、スパン毎の上下流マンホールの管口付近で行うこと。人が入ることができる場合は、仕上がり内径についてスパンの中間部付近及び屈曲箇所等の変化点でも１地点以上、高さと幅の２箇所で行うこと。

⑵　検査基準については、平均内径が流下能力を満たす内径を下回らないこととする。

なお、流下能力は計画流量以上の水理性能を確保しているものを合格とする。検証対象とする水量については、設計で用いた水量とする。

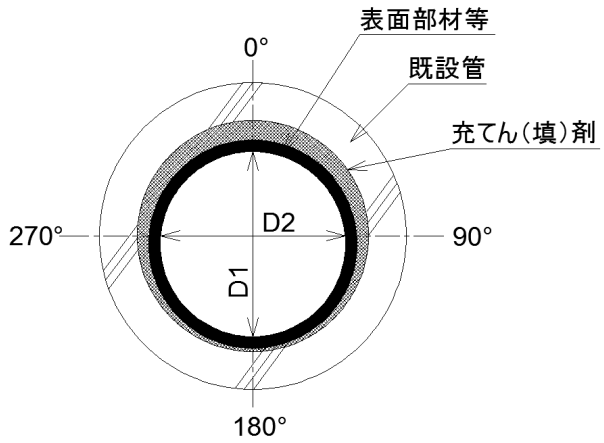


図参７－１　仕上がり内径を測定する位置

７．３　更生管渠の管厚の管理

出来形検査では、次の事項を確認する。なお、出来形管理に用いる更生管厚は、表面部材やかん合部材等を含めた充填材硬化後の仕上がり厚さとする。

⑴　更生管渠の管厚の測定時期は、充填材の硬化後以降とする。

⑵　更生管渠の管厚測定地点は、１スパンの上下流マンホールの管口付近及び中間地点付近及び屈曲箇所等の変化点で行う。計測方法は各工法の計測方法に準じて行う。

⑶　更生管きょの管厚測定箇所は、断面の中心部において上下左右の４箇所とする。標準測定位置は図参７－２に示すとおりである。

⑷　管厚の測定地点及び測定箇所について、下水供用下等の現場状況により管底部の測定が困難な場合は、監督員との協議により測定地点及び測定箇所を決定する。

⑸　更生管渠の管厚の検査基準は、構造計算における設計強度を満たす更生管厚の最小値以上とする。

下水供用下等の現場状況により管底部の管厚が測定できない場合、同一地点で計測した既設管渠内径から管頂部の管厚と更生管渠内径を控除して管底部の管厚を算出する。

また、既設管渠の内面の劣化（腐食、破損、摩耗等による既設コンクリートの減厚）や施工精度により、設計時の更生管渠の管厚（計算値）や内径としゅん工時の更生管渠の管厚（実測値）や内径が乖離する場合があるため、必要に応じて監督員と協議の上、検査基準を適切に設定すること。

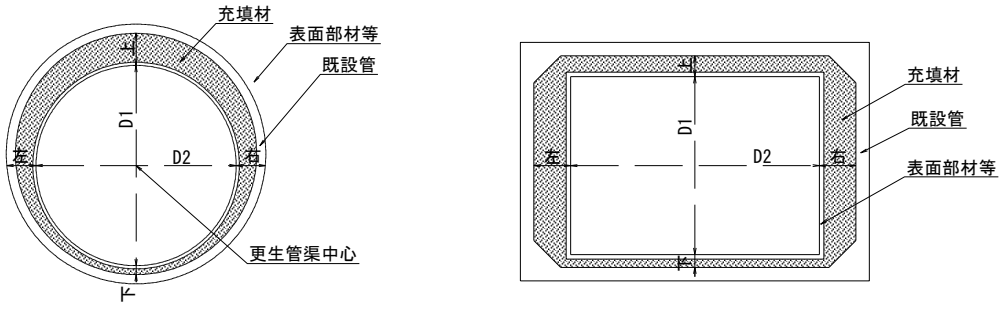


図参７－２　更生管渠管厚標準測定位置

７．４　内面仕上がり状況の確認

⑴　受注者は、更生工完了時において、更生管内を洗浄し、取付管せん孔片を除去した後、全スパンについて目視あるいはTVカメラにより外観検査を行い、その結果を監督員に提出しなければならない。

なお、TVカメラの場合、取付管口においては必ず側視を行い、状況を入念に確認しなければならない。

⑵　受注者は、確認の内容としては、更生後の変形、更生管浮上による縦断勾配の不陸等の欠陥や異常箇所がないことを確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。

⑶　受注者は、更生管と既設マンホールとの本管管口仕上げ部においては、浸入水、仕上げ材のはく離、ひび割れなどの異常のないことを確認するとともに、充てん材厚が所定の寸法であることを確認し、その計測結果を監督員に提出しなければならない。

⑷　受注者は、取付管口の穿孔の仕上がりの出来形判定として、次の基準を満たしていなければならない。

1)　既設取付管口の形状にできる限り整合させ、管底部は残さないこと
2)　穿孔寸法が著しく取付管径を超えないこと
3)　接続部の破損がないこと
4)　切削更生材は除去されること
5)　連続してつながるバリ等は残置されていないこと

７．４　工事記録写真等の撮影および提出

受注者は、工事記録写真等検査結果、フィルムなどの記録を報告書に添付して監督員に提出しなければならない。

## 第８節　提出図書

８．１　提出図書

受注者は、工事完了時に以下に示す図書を監督員に提出しなければならない。

⑴　しゅん工図または完了図
⑵　本管用調査記録表
⑶　事前調査集計表
⑷　成果表
⑸　材料表（納品伝票）
⑹　施工管理
⑺　充てん材圧力・注入量管理
⑻　品質性能試験報告書
⑼　酸素欠乏等の濃度測定記録表
⑽　工事写真

８．２　電子納品

電子納品については、「土木工事特記仕様書（令和８年４月１日以降適用）」に基づき実施すること。

また、内面仕上がり状況の確認をTVカメラでおこなった場合、その結果を電子媒体で提出するとともに、Windows Media Playerにて再生可能な形式で提出しなければならない。

施工条件明示事項　　工事名 ： 富田橋５丁目下水管渠改築工事（週休２日確保工事）

下記事項・条件及び内容のレ印当該欄は、工事において制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、監督員と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

## １． 工程関係

| 明示事項 | 条件及び内容 |
|---|---|
| ☑ 工期設定に関する制約 | ☑ 工期は、設計書明示のとおりとし、雨天・休日等を考慮して、実作業工期は19日間を見込んでいる。<br>なお、休日等には、日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含み、雨天・休日等を合わせた工期中の作業不能日数は8日間／月を想定している。<br>天候等の影響により、想定している実作業工期の確保が著しく困難な場合は、監督員と別途協議すること。<br>設計と異なる工法で承諾施工することにより、実作業工期が増大したとしても、工期の延伸は行わない。 |
| ☑ 関連する他工事による制約 | ☐ 下記の関連工事が施工されるため、受注者間の相互連絡及び工程調整を密に行い、円滑に施工すること。<br>○ 工 事 名　（　　）<br>工事内容　（　　）<br>施工期間　（　　）<br>調整項目　（　　） |
| ☑ 施工時期・施工時間の制約 | ☑ 施工時間（休憩時間を含む）は、処理場・ポンプ場の送水停止時間／低水位運転時間及び道路占用許可条件等を考慮し以下の計画としている。<br>渇水期（１１月～　５月）　夜間施工　２１時００分 ～ ６時００分<br>出水期（　６月～１０月）　夜間施工　２１時００分 ～ ６時００分<br>上記の施工時間は、処理場・ポンプ場の送水停止／低水位運転が可能な最大時間であるため、降雨等の影響により短縮する可能性がある。<br>☑ 路上工事中止期間中の施工可否は、道路管理者の指示に従うこと。<br>その他関係官公署等からの指示により変更が生じる場合は、監督員と別途協議すること。<br>※赤字は施工箇所がポンプ場上流側と下流側で記載内容を変える。 |
| ☑ 自然的・社会的条件による制約 | ☑ 施工期間及び施工方法等に下記の制約があるため、適切に対応すること。<br>○ 制約条件　（ 作業当日の降雨、作業途中の急な降雨、降雨後の余水等 ）<br>制約内容　（ 作業休止、作業時間の短縮（終了時刻の切り上げ、開始時刻の繰り下げ）、降雨後数日間は作業休止の可能性、作業可否判断が作業開始間近になる可能性 ）<br>制約期間　（ ポンプ場の流入水、管内水位・流速等に影響がある期間 ） |

| | |
|---|---|
| ☑ 関係機関等との協議による制約 | ☑ 関係機関等との協議が未成立であり、協議の結果により下記の制約が予想される。<br>○ 関係機関名 （ 道路維持課 ）<br>協議内容 （ 道路使用届 ）<br>制約内容 （ 施工時期、施工時間の制約 、 道路保安施設、交通誘導警備員の配置等 ）<br>成立見込時期 （ 協議成立後14日程度 ）<br>☐ 関係機関等との協議の結果、下記の制約があるため、適切に対応すること。<br>○ 関係機関名 （ ）<br>協議内容 （ ）<br>制約内容 （ ） |
| ☐ 地下埋設物・埋蔵文化財等による制約 | ☐ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査が必要である。<br>○ 調査項目 （ ）<br>調査期間 （ ）<br>☐ 工事着手前に地下埋設物等の移設が予定されている。<br>○ 移設項目 （ ）<br>移設期間 （ ） |
| ☑ その他の制約 | ☑ その他の工程に関する制約は、下記のとおりである。<br>（ 受注者の都合により工事着手や工期が遅延したことにより、降雨等の影響で施工日、施工時間等に制約を受け、追加費用等が発生した場合であっても、設計変更の対象としない ） |

## ２． 用地関係

| 明示事項 | 条件及び内容 |
|---|---|
| □ 工事用地等の未処理部分・復旧条件による制約 | □ 工事用地等には、下記の未処理部分がある。<br>○ 場所･範囲　（　　）<br>取得見込時期　（　　）<br>復旧内容　（　　）<br>□ 工事用地等の使用終了後には、下記の復旧条件を遵守し、適切に対応すること。<br>○ 場所･範囲　（　　）<br>復旧条件　（　　） |
| ☑ 工事用仮設道路・資機材置場・仮設ヤード等用地の借地に関する制約 | ☑ 工事用仮設道路・資機材置場・仮設ヤード等として下記用地の借地が可能である。<br>○ 場所･範囲　（別途協議による　）<br>使用期間　（別途協議による　）<br>使用条件　（別途協議による　） |
| □ その他の制約 | □ その他の用地に関する制約は、下記のとおりである。<br>（　　） |

## ３． 公害関係

| 明示事項 | 条件及び内容 |
|---|---|
| ☐ 公害防止のための制約 | ☐ 工事施工に伴う公害防止のため、下記の対応を適切に実施すること。<br>○ 対象工種 （ ）<br>制約内容 （ ）<br>施工方法 （ ） |
| ☐ 水替・流入防止施設に関する制約 | ☐ 水替・流入防止施設が必要であるため、下記の対応を適切に実施すること。<br>現場状況等により変更が生じる場合は、監督員と別途協議すること。<br>○ 対象工種 （ ）<br>施工方法 （ ） |
| ☑ 濁水・湧水等の処理に関する制約 | ☑ 濁水・湧水等の処理のため、下記の対応を適切に実施すること。<br>○ 対象工種 （ 裏込め・管内清掃 ）<br>処理施設 （ 吸引車・流出防止柵 等 ）<br>処理条件 （ 上記工種の施工時、施工箇所の下流区間に充填材や堆積物が流出しない措置を講じること ）<br>排水場所 （ 産業廃棄物処理施設等 ） |
| ☐ 事業損失等の懸念による制約 | ☐ 工事施工に起因して、事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念されるため、下記の対応を適切に実施すること。<br>○ 懸念事項 （ ）<br>調査時期 （ ）<br>調査方法 （ ） |
| ☐ その他の制約 | ☐ その他の公害防止に関する制約は、下記のとおりである。<br>（ ） |

## ４． 安全対策関係

| 明示事項 | 条件及び内容 |
|---|---|
| ☑ 交通安全施設等の配置に関する制約 | ☑ 交通安全施設等の配置は、工事着手前に監督員と協議の上、関係官公署の指示事項を遵守し、十分な公衆安全対策を講じること。<br>交通誘導警備員の配置人数は、下記のとおりである。なお、近接工事等で交通量が著しく増減した場合や、関係官公署からの要請により現場条件に著しい変更が生じた場合を除き、原則として設計変更は行わない。<br>また、設計と異なる工法で承諾施工することにより、実作業工期が増大したとしても設計変更は行わない。<br>○ 対象工種 （ 全工種 ）<br>配置人数 （ 交通誘導警備員Ｂ：４人／日（延べ７６人） ）<br>配置時間 （ 施工時間と同様 ） |
| ☐ 近接公共施設等に関する制約 | ☐ 近接公共施設等に対し、下記の制約があるため、適切に対応すること。<br>○ 近接施設 （ ）<br>制約内容 （ ） |
| ☑ 防護施設・保安要員・換気設備の設置に関する制約 | ☑ 工事施工に伴う危険要因に対し、下記の対応を適切に実施すること。<br>○ 危険要因 （ 有毒ガス（硫化水素）・酸素欠乏 ）<br>対策内容 （ 作業前の濃度測定及び換気設備の設置、有資格者の配置 ） |
| ☐ その他の制約 | ☐ その他の安全対策に関する制約は、下記のとおりである。<br>（ ） |

## ５． 工事用道路関係

| 明示事項 | 条件及び内容 |
| --- | --- |
| □ 一般道路の使用に関する制約 | □ 資機材の搬出入等で一般道路を使用する際に下記の制約があるため、適切に対応すること。<br>○ 経路･区間 （　　）<br>制約内容 （　　）<br>制約期間 （　　） |
| □ 仮道路の設置に関する制約 | □ 仮道路の設置に関して下記の制約があるため、適切に対応すること。<br>○ 経路･区間 （　　）<br>構造等 （　　）<br>安全施設内容 （　　）<br>終了後の処置 （　　） |
| □ その他の制約 | □ その他の工事用道路に関する制約は、下記のとおりである。<br>（　　） |

## ６． 仮設備関係

| 明示事項 | 条件及び内容 |
|---|---|
| □ 仮設備の使用に関する制約 | □ 仮設物（仮土留・仮橋・仮道路・足場等）を他工事に引き渡す際に下記の制約があるため、適切に対応すること。<br>○ 仮設内容　（　　）<br>引渡し期間　（　　）<br>引渡し条件等　（　　）<br>□ 仮設物を他工事から引き継ぐ際に下記の制約があるため、適切に対応すること。<br>○ 仮設内容　（　　）<br>引継ぎ期間　（　　）<br>引継ぎ条件等　（　　） |
| □ 仮設備の指定に関する制約 | □ 仮設備の内容に関して、下記の制約があるため、適切に対応すること。<br>○ 仮設内容　（　　）<br>指定条件等　（　　）<br>指定部材等　（　　）<br>施工方法等　（　　） |
| □ その他の制約 | □ その他の仮設備に関する制約は、下記のとおりである。<br>（　　） |

## ７． 建設副産物関係

| 明示事項 | 条件及び内容 |
|---|---|
| ☑ 建設発生土・建設汚泥等の処理に関する制約 | ☑ 建設発生土及び建設汚泥等の処理に関して下記の制約があるため、適切に対応すること。<br>なお、受注者の都合により運搬先を変更する場合は、原則として設計変更は行わない。<br>○ 種　　別　（ 有機汚泥 ）<br>運搬数量　（ 1.9㎥ ）<br>運 搬 先　（ 旭鉱石㈱　徳島市飯谷町枇杷１７－３、２０ ）<br>処分条件　（ 異分離要 ）<br>運搬距離　（ 9.７ｋｍ ） |
| ☑ 建設副産物・建設廃棄物の処理に関する制約 | ☑ 建設副産物及び建設廃棄物の処理に関して下記の制約があるため、適切に対応すること。<br>なお、受注者の都合により運搬先を変更する場合は、原則として設計変更は行わない。<br>○ 種　　別　（ コンクリート殻 ）<br>運搬数量　（ ０．００１㎥ ）<br>運 搬 先　（ (株)折口組　徳島市国府町早渕段ノ原８９６－４ ）<br>処分条件　（ 異物分離要 ）<br>運搬距離　（ ８．４km ）<br><br>☐ 発生する建設副産物の現場内での再利用及び減量化に関して下記の制約があるため、適切に対応すること。<br>○ 種　　別　（ ）<br>対応方法　（ ） |
| ☐ 再資源化処理施設・最終処分場に関する制約 | ☐ 再資源化処理施設及び最終処分場は下記の指定があるため、適切に対応すること。<br>なお、受注者の都合により運搬先を変更する場合は、原則として設計変更は行わない。<br>○ 種　　別　（ ）<br>運搬数量　（ ）<br>運 搬 先　（ ）<br>処分条件　（ ）<br>運搬距離　（ ） |
| ☐ その他の制約 | ☐ その他の建設副産物等に関する制約は、下記のとおりである。<br>（ ） |

## ８． 工事支障物件等

| 明示事項 | 条件及び内容 |
|---|---|
| □ 工事支障物件に関する制約 | □ 工事区間内に移設・撤去及び防護を要する工事支障物件があるため、適切に対応すること。<br>○ 支障物件名 （ ）<br>物件管理者 （ ）<br>支障物件位置 （ ）<br>協議状況 （ ）<br>移設時期 （ ）<br>施工方法 （ ） |
| □ 占用物件工事との重複施工による制約 | □ 工事区間内の占用物件工事と工事期間が重複するため、適切に対応すること。<br>○ 占用物件名 （ ）<br>物件管理者 （ ）<br>重複する工種 （ ）<br>工事期間 （ ）<br>位置関係 （ ）<br>協議内容 （ ）<br>工程への影響 （ ） |
| □ その他の制約 | □ その他の工事支障物件に関する制約は、下記のとおりである。<br>（ ） |

## ９． 薬液注入関係

| 明示事項 | 条件及び内容 |
|---|---|
| □ 薬液注入に関する制約 | □ 薬液注入に関して下記の制約があるため、適切に対応すること。<br>○ 設計条件 （ ）<br>工法区分 （ ）<br>材料種類 （ ）<br>施工範囲 （ ）<br>削孔数量延長 （ ）<br>注入量注入圧 （ ）<br>その他 （ ） |
| □ 周辺環境影響調査に関する制約 | □ 周辺環境影響調査に関して下記の制約があるため、適切に対応すること。<br>○ 調査項目 （ ）<br>採取場所 （ ）<br>調査回数 （ ）<br>試験依頼先 （ ） |
| □ その他の制約 | □ その他の薬液注入に関する制約は、下記のとおりである。<br>（ ） |

## 10.　その他

| 明示事項 | 条件及び内容 |
|---|---|
| □ 工事用資機材の保管等に関する制約 | □ 工事用資機材の保管及び仮置きに関して下記の制約があるため、適切に対応すること。<br>○ 資機材の種類　（　　）<br>数　　量　（　　）<br>保管場所　（　　）<br>期　　間　（　　）<br>保管方法　（　　）<br>分解組立回数　（　　） |
| □ 工事現場発生品に関する制約 | □ 工事現場発生品に関して下記の制約があるため、適切に対応すること。<br>○ 品名・数量　（　　）<br>引渡し場所　（　　）<br>再使用有無　（　　） |
| □ 支給材料等に関する制約 | □ 支給材料及び貸与品に関して下記の制約があるため、適切に対応すること。<br>○ 品名・数量　（　　）<br>規格形状寸法　（　　）<br>引渡し場所　（　　） |
| □ 工事用電力に関する制約 | □ 工事用電力は下記の指定があるため、適切に対応すること。<br>○ 電力供給先　（　　）<br>協議時期　（　　）<br>受給条件　（　　） |
| □ 新技術・新工法・特許工法に関する制約 | □ 新技術・新工法・特許工法に関して下記の指定があるため、適切に対応すること。<br>○ 工法名称　（　　）<br>施工場所条件　（　　）<br>NETIS番号等　（　　） |
| □ 部分使用等に関する制約 | □ 部分使用に関して下記の制約があるため、適切に対応すること。<br>○ 使用箇所　（　　）<br>使用時期　（　　） |

| | |
|---|---|
| | □ 部分引渡しに関して下記の指定があるため、適切に対応すること。<br>○ 指定部分　（　　）<br>引渡し時期　（　　） |
| □ 給水に関する制約 | □ 給水に関して下記の制約があるため、適切に対応すること。<br>○ 取水箇所　（　　）<br>方　　法　（　　）<br>取水時期　（　　） |
| □ 追加施工に関する制約 | □ 用地及び設計条件に伴い追加施工を見込んでいるため、適切に対応すること。<br>○ 追加施工内容　（　　）<br>追加施工時期　（　　）<br>工期の取扱い　（　　） |
| □ その他の制約 | □ その他の制約は、下記のとおりである。<br>（　　） |
| ☑ 既設管内状況による工法の制約 | ☑ 既設管内状況に関して下記の条件があるため、施工可能な工法で施工すること。<br>なお、設計と異なる工法で承諾施工することにより、交通誘導警備員の配置人数や水替工の仮設費等の増額が生じたとしても、設計変更の対象としない。<br>○ 供用下施工　（水深 約３０cm以下 水深 60 cm 以下および流速 0.12 m/sec 以下）<br>継手部段差　（　　）<br>継手部屈曲角　（最大12.1度）<br>継手部隙間　（　　） |